

教第68号議案

職務に専念する義務の特例に関する規則及び神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則について

職務に専念する義務の特例に関する規則及び神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月30日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 竹森 永敏

理由

災害時における職務に専念する義務を免除される要件の見直しを行うため。

## 「職務に専念する義務の特例に関する規則」等の 改正内容について

### 1. 改正の趣旨

国の運用改正に伴い、災害時における職務に専念する義務を免除される要件の見直しを行う。

### 2. 改正する規則

- ①職務に専念する義務の特例に関する規則
- ②神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

### 3. 具体的な改正内容

災害時における職務専念義務免除の要件について、退勤途上の危険回避および食料確保等の場合を新たに対象とする。

職務に専念する義務の特例に関する規則及び神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

職務に専念する義務の特例に関する規則及び神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和27年12月教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合) 第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) <u>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 出勤することが著しく困難であると認められる場合</u> <u>イ 職員が退勤途上における身体の</u>	(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合) 第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) [略] (2) <u>風水震火災その他非常災害による交通遮断の場合</u>

<p><u>危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u></p> <p>(3) <u>地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合</u></p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失又は損壊した場合であって、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合であって、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(4)～(23) [略]</p>	<p>(3) <u>風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合</u></p> <p>(4)～(23) [略]</p>
--	--

(教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成27年3月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合)	(職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合)

第2条 教育長が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 地震、水害、火災その他の災害により  
次のいずれかに該当する場合

ア 出勤することが著しく困難で  
あると認められる場合

イ 教育長が退勤途上における身体の  
危険を回避するため勤務しないこと  
がやむを得ないと認められる場合

(3) 地震、水害、火災その他の災害により  
次のいずれかに該当する場合その他こ  
れらに準ずる場合

ア 教育長の現住居が滅失又は損壊し  
た場合であって、教育長がその復旧作  
業等を行い、又は一時的に避難してい  
るとき。

イ 教育長及び教育長と同一の世帯に  
属する者の生活に必要な水、食料等が  
著しく不足している場合であって、教  
育長以外にはそれらの確保を行うこ  
とができないとき。

(4)～(22) [略]

第2条 教育長が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 風水震火災その他非常災害による交  
通遮断の場合

(3) 風水震火災その他の天災地変による  
教育長の現住居の滅失又は破壊の場合

(4)～(22) [略]]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。